

令和5年度 学校教育における基本的な方向性及び重要課題とその方策

1. 学習指導について

- 子どもが主役の学習活動による「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現するために、教師主体の一斉授業からの「教え」から「学び」の転換を図る。
- 「全国学力・学習状況調査」の自校採点・問題分析を実施し、学力向上に向けた成果や課題を検証し、その改善を図る。
- 「学力向上プラン」を軸としたPDCAサイクルに基づく取組を充実させることで、子ども一人一人の「資質・能力」の育成を図る。
- 児童がタブレット端末を安全に、かつ、安心して使用できるようデジタル・シティズンシップ教育の取組を進める。
- 家庭学習の定着に向け、自主学習ノートやタブレット端末を有効活用することで、系統性をもたせた学びの実現に向けた取り組みを充実させる。
- 外国語（英語）教育では、決められた表現を使った単なる反復練習のやり取りではなく、コミュニケーションを行う目的や場面、状況を設定するよう指導する。

2. 道徳教育について

- 児童が道徳的価値を自分事とし、多面的・多角的に考えたり、議論したりすることにより、自己の人間としての生き方について考えを深められるよう、子どもたちの実態に即しながら指導を工夫する。

3. 人権教育について

- 枚方市の「人権教育基本方針」を踏まえ、人権教育を学校教育の中に正しく位置付け、校内体制を整備して組織的な指導に努める。
- 人権及び人権課題に関する正しい理解を深め、女性、子ども、障害のある者、同和教育、在日外国人、性的マイノリティ等に係る人権問題をはじめ、様々な人権課題の解決をめざした人権教育を総合的に推進する。
- ハラスメントに関して、相談窓口の機能を充実し、市教育委員会の「学校園におけるセクシャル・ハラスメント（セクハラ）防止指針」等の趣旨の徹底を図る。また、「性的志向・性自認」をからかったり、不必要な身体接触をしたりすることもセクハラであり、相手がセクハラを受けたと捉えた時点でセクハラになることを十分に認識して指導に当たる。
- 児童虐待の防止にあたっては、児童がささいなことでも相談できる、相談しやすい体制を構築するとともに、子どもの貧困やヤングケアラー等を含め、気になる児童に対しては、家庭との連絡を密にとり、保護者の状況把握と未然防止、早期発見・早期対応に努める。また、その際には、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の専門家や関係機関の連携を図る。
- ジェンダー平等の観点から、日常的に学校環境を点検する。
- 性的マイノリティとされる児童についての理解を深め、個の状況に応じ、教職員が協力して児童が相談しやすい環境を整えるとともに、心情に配慮した上で、児童が正しく理解できる教育に努める。

4. 健康教育について

- 食物アレルギーの既往症がない児童・生徒の初発の事故が、どこでも起きることだと考え、すべての教職員が緊急時に備え、事故を想定した校内研修を毎年実施する。
- 学校生活における健康管理に配慮し、特に熱中症予防については、こまめに水分や塩分を補給し、休息を取る等の対策をとる。その際、熱中症指数計等により環境温度の計測を行い「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考とし、活動の中止や延期、見直し等も含め、適切に対応する。また、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期に適切な処置を行う。
- 万一の心肺停止に備え、すべての教職員がAEDの使用を含めた心肺蘇生法を実施できる体制を整えるとともに死戦期呼吸についても理解を深める。

5. 教職員の服務について

- 勤務時間の内外に問わず、教職員の不祥事防止の徹底を図るため、関係資料を活用して、教職員が不祥事予防について自ら考える機会を取り入れた校内研修等を実施する。
- 児童の対する体罰、性的な言動、また、痴漢、盗撮、窃盗行為、麻薬、覚醒剤の所持や使用等を含めた不祥事を発生させた教職員に対しては、厳しい処分が行われる旨を周知徹底する。

- 教職員間のハラスメント等の無い良好な職場環境を維持すること。
- 職務上知り得た情報等に対する守秘義務を遵守する。また、児童等の個人情報を適正に管理する。また、SNS等の利用については、不特定多数が視聴する可能性があることを踏まえ、その特性や危険性を理解し、教職員としての信頼を損なうことがないよう、責任と自覚を持って行動する。
- 教職員として、相応しい言動・服装等に留意するなど、倫理観の確立に努める。
- 職場におけるハラスメントは、個人の尊厳を不当に傷つけるとともに、職場環境を悪化させる許されない行為であることをすべての教職員に認識させ、快適で働きやすい職場環境づくりを進める。

6. 業務改善について

- 学校現場の労働環境を整え、教職員の健康及び福祉の確保を図る。
- 管理職は、教職員の働き方に関する視点を盛り込み、学校運営を行う意識を持つ。
- すべての教職員に勤務時間を意識した働き方を浸透させる。

7. 研修について

- 初任期（2・3年目）の教職員の育成にあたっては、日常的なOJTによる実践的な研修を組織的・継続的に推進する校内体制を整える。併せて、初任期の教職員の育成者として教科指導や喫緊の教育課題等について、専門性を備えたミドルリーダー（6～10年目）の育成に努める。
- 児童の主体的・対話的で深い学びの実現に向けて、「Hirakata 授業スタンダード」に基づいた授業改善を組織的・計画的に進める。そのために、市教育委員会による、校内授業研究・研修への学校支援や学力向上推進担当者研修の研修内容を積極的かつ効果的に活用し、授業研究・研修の充実を図る。
- すべての教職員が研修等を通じて自らの人権感覚を高めるとともに、人権問題を正しく理解するとともに、豊かな人間性を身に付けられるよう努める。

8. 支援教育について

- 校内組織体制を整備して、すべての児童、教職員及び保護者、地域に対し、支援教育の理解と啓発を推進し、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえた取組を進めるとともに、「ともに学び、ともに育つ」という観点から集団づくりの一層の充実等、人権が尊重された教育の推進に努める。
- 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を踏まえ、障害のある児童及び保護者の意向を受け止め、合意形成を図り、合理的配慮の観点を踏まえた支援教育に取り組む。
- 支援学級において、必ず自立活動を編成する。
- 障害のある幼児・児童・生徒の指導にあたっては、人権教育や生徒指導の観点を踏まえ、支援教育コーディネーターを中心とした校内委員会の適切な運営を行い、支援学級担任と通常の学級担任が連携するなど、全校的な支援体制のもとに教育活動を推進する。
- 「支援教育ガイドブック」を活用し、全校的な支援体制を確立させるよう努める。
- 通常の学級には発達障害等支援を必要とする児童が在籍していることを前提に、すべての教科等において個々の配慮を要する状況を把握した上で、困難さに対する指導の工夫や方法を明確にした指導・支援の充実を図る。また、通常の学級において、積極的にユニバーサルデザインによる授業づくりに取り組むなど、障害のある幼児・児童・生徒への理解を深め、全校的な支援体制を確立する。
- 新たに導入される教育支援ソフトを活用し、児童への丁寧なアセスメントを行い、より実態に応じた個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成・活用し、個に応じた指導を充実させる。

9. 学校・家庭・地域・幼稚園（保育園）の連携について

- 保護者や地域住民等の理解や協力を得て、特色のある教育活動を展開するため、学校運営協議会を活用し、コミュニティ・スクールとして、学校運営に地域住民や保護者等が主体的に参画する体制の構築と「地域とともにある学校づくり」を推進する。
- コミュニティ・スクール担当教職員を分掌として位置づけ、学校運営協議会委員と教職員をつなぎ、地域と学校が協働し

た活動を推進する。

- ミルメールの効果的な利用や ICT 等を活用した双方向の連絡手段を活用し、学校と保護者との連絡体制を充実させる。
- 地域とともにある学校づくりを観点とした土曜日を活用した授業参観を年 1 回実する。
- 各校に幼保こ小連携担当者を分掌として位置づけ、就学前施設と小学校の交流・連携を進め、架け橋プログラムの中心となる架け橋カリキュラムの作成を推進する。

10. 安全について

- 安全な学校環境を保持するため、常日頃から施設や設備等の異常がないかを確認するとともに、定期的に安全点検を実施し、事故の防止に努める。
- 学校安全計画（生活安全・交通安全・災害安全）に基づく、災害や不審者等に備えた安全教育を充実させ、家庭との連絡方法・登下校の安全確保等も含め、様々な事態と想定した実践的な防災・防犯訓練等を実施し、常にその改善に努める。
- 防災計画を必要に応じて見直し、日頃から教職員の連絡・配備体制について周知徹底を図る。また、危機管理マニュアルの見直しを行うなど災害に備えた危機管理体制の確立を図る。

11. 生徒指導について

- いじめを積極的に認知するために、アンケート調査を学期に 1 回以上実施し、個人面談等による実態把握に努めること。その際、発見・通報を受けた教職員は、一人で抱え込むことなく、「いじめ防止等の対策のための組織」に直ちに情報を共有し、当該組織が中心となり、速やかに関係児童・生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無を確認すること。また、家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える
- 体罰を許さない指導体制を確立し、児童を真に大切にせる教育活動を展開する。
- 「気持ちの視覚化・SNS相談」を活用し、児童の些細な変化を教職員で共有できるよう、組織的な支援体制を構築する。
- 不登校または不登校の兆しのある児童に対し、機を逃さず家庭訪問をするなど、きめ細やかで適切な対応を図る。また、不登校が長期化している児童への支援に努め、必要に応じて ICT 機器を活用するなど、きめ細やかで適切な対応を図る。
- 不登校の未然防止のため、日頃から児童・生徒の状況を把握し、学級や学校の集団づくりに努める。また、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家を活用するなど、チームによる支援体制を整える。

12. 学びを支える教育環境の充実

- 学校施設の日常的な管理を行うとともに、児童の「自分たちの学校を大切にしよう」という気持ちを育てる。
- ICT 機器を活用し、学校運営等に効果的に活用できるよう取組を進める。
- ICT 機器を取り扱うにあたり、教職員 1 人 1 人が「枚方市立学校情報セキュリティポリシー」に沿ったリテラシーを身につけ、活用に努める。

13. 生涯学習の推進と学校図書館の充実

- 児童が読書の楽しさや喜びを味わうことで、豊かな心を育てるとともに、主体的な問題解決や探求活動に取り組むことによって、情報活用能力等を育成する。そのために児童の実態等を踏まえて、学校図書館運営方針及び年間計画を策定する。
- 今年度より、学校司書が配置されることになり、より学校図書館の機能の充実や移動の読書活動の充実を図る。

14. 児童の放課後対策について

- 放課後事業と連携し、児童の居場所の確保に努める。
- 児童の健全育成や安全確保の観点から、情報共有や学校施設の活用等、調整・協力体制の構築を図る。
- 総合型放課後事業の取り組みの趣旨を理解し、連携・協力する。
- 児童の見守り昨日の強化を図る。